

勝山市監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年7月13日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 丸山 忠男

記

- 1 監査対象
令和7年度 財政援助団体等監査
- 2 措置内容
別紙のとおり

(別紙)

監査の結果に基づく措置について（勝山市シルバー人材センター）

監査の結果(指導事項等)	措置内容（改善等内容）
【財政援助団体・商工文化課】 共通事項 補助金の請求規定について 補助金の請求については、勝山市シルバー人材センター事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条に「センターは、補助金の交付請求書に指令書の写しを添えて市長に提出する」と規定されているが、請求書に該当書類の写しは添付されていないように見受けられた。 なお、要綱の根拠となる勝山市補助金等交付規則（以下「規則」という。）では、令和3年4月1日施行の一部改正により、「指令書」に関する部分は削除されている。 請求規定については、規則を確認されるとともに、必要に応じて要綱の見直しを検討するよう求めた。また、取扱いに変更がある場合には、その旨遅滞なくセンターに連絡するよう求めた。	【財政援助団体】 請求書提出の際、「指令書」を必ず添付するようにした。 今後は市の改正した要綱に基づき対応していく。 【商工文化課】 令和7年度において、勝山市補助金等交付規則に準じ、要綱の改正を行った。
【財政援助団体・商工文化課】 共通事項 補助金の交付申請における事業計画書について 補助金の交付申請については、要綱第4条の規定に基づき、センターから事業計画書が提出されている。 監査対象とした令和6年度までの3か年において、事業計画書における事業推進計画の内容に大きな変化がなく、その年々の重点項目等が不明瞭のように見受けられた。 事業計画書に記載する必要事項については、実情に即したより良い内容となるよう項目を検討するよう求めた。	【財政援助団体】 令和8年度計画の設定においては、特に課題になっている事項等を中心に計画に取り上げるとともに、実情に合った項目の記載にした。 【商工文化課】 令和8年度からの交付申請について、係全体においてセンターの活動状況を把握しつつ、社会情勢等の変化に合わせ事業計画書の改善を図るようセンターに指導した。
【財政援助団体・商工文化課】 共通事項 補助金の実績報告について 補助金の実績報告については、要綱第6条の規定に基づき、センターから事業結果及び決算に係る書類が提出されているが、年度末の時点でセンターの確定決算がなされていないことから、令和4年度については令和5年7月20日、令和5年度については令和6年7月31日と翌年度に報告を受けている。 ところで、当該補助金の会計年度所属区分については、その支出が前金払の方法によっていることから、地方自治法施行令第143条第1項第5号に規定する支出負担行為をした日の属する年度となるものと考えられる。 実績報告のうち決算値が影響する書類に関しては、例えば、当該年度内は見込みの決算値による対応とし、決算確定後に確定値での収支決算報告等の提出を求めるといった確認方法が考えられる。 実績報告については、書類の内容及び提出時期等について検討されるとともに、必要に応じて要綱の見直しを検討するよう求めた。なお、取扱いに変更がある場合には、その旨遅滞なくセンターに連絡するよう求めた。	【財政援助団体】 実績報告のうち決算値が影響する書類に関しては、3月末に決算書（見込み）を提出するよう改めた。決算の確定後に確定値での収支決算報告書を再提出することとした。 【商工文化課】 令和7年度から、仮決算による実績報告の方式とし、決算確定後にあらためて確定値での収支決算報告等の提出を求めることとした。

監査の結果に基づく措置について（勝山市シルバー人材センター）

監査の結果(指導事項等)	措置内容（改善等内容）
【財政援助団体】 経理処理について 固定資産台帳について、令和6年度末の構築物の金額が、貸借対照表残高と異なっている事例が見受けられた。 構築物に係る固定資産台帳の残高と貸借対照表残高が整合するよう対応を求めた。	【財政援助団体】 監査当日に正しい残高を台帳に記入しました。また、数値等の記入については、正確に行い、事務局長の確認を励行しています。
【財政援助団体】 未収金の処理について 未収金について、入金があったにもかかわらず、未入金管理台帳に入金日が記載されていない事例が見受けられた。 担当者だけでなく複数人でチェックを行うなど、未入金管理台帳の記載漏れとならないよう、確認体制を整えるよう求めた。	【財政援助団体】 監査当日に未記入箇所について、入金日を記載しました。また、遅滞未収金については職員全員で共有し、入金の際に事務局長を含め第三者の確認を励行しています。
【財政援助団体】 現金の管理について 現金の取扱いについては、即日金融機関への預け入れを原則とし、担当者において、金融機関に対する振込依頼書と現金受領時に交付した領収書の控え等により、金額の整合を確認する資料を作成しているが、事務局長等による検査は実施されていなかった。また、金融機関窓口時間外に、現金による未収金の入金があった時など、センターに一時的に現金が存在する場合が見受けられたが、会計処理がなされていなかった。 金融機関への預け入れができずに現金残高が生じる場合は、現金出納帳等を作成し会計処理を行う方法が考えられる他、小口現金制度の導入を検討するなど、現金のより厳格な管理のための対策を講じるよう求めた。なお、その際は、事務局長等による確認を徹底するよう求めた。	【財政援助団体】 監査以降、事務局長は毎日、会計担当の作成資料により状況を確認後、検印の押印を励行している。 金融機関の窓口時間外の入金分については、釣銭用小口現金と併せ金庫で保管し、金種別現金日計表を作成の上、事務局長の検印を励行している。
【財政援助団体】 独自事業について センターでは様々な作業分野に対応しており、そのうち独自事業分野では、「ふれあいショップおいでや」という販売所を設けて活動を行っている。 独自事業については、センターが掲げる「生きがいと地域のニーズを結ぶ」ため、また、会員相互の生きがいづくりとしてより多くの方が気軽に参加できるよう、特色ある事業展開を検討するよう求めた。	【財政援助団体】 会員相互が気軽に交流できるサークル等の導入を検討している。 ただし、活動する場所の選定が難しく今後も実現に向けた検討を継続していく。

監査の結果に基づく措置について（勝山市シルバー人材センター）

監査の結果(指導事項等)	措置内容（改善等内容）
【財政援助団体】 通常総会について センターでは、定款の規定に基づき毎事業年度終了後3ヶ月以内に通常総会を開催しており、その定足数は正会員総数の過半数の出席とし、委任状による場合でも出席と認められている。 令和4年度事業報告では、会場への出席者数は30名程であり、会員数の1割以下となっている。 事業運営に関し会員の関心を高めることが新規加入の促進や会員減少の抑制に繋がる可能性もあることから、会員がより興味を持って総会へ参集するような仕組みを検討するよう求めた。	【財政援助団体】 令和8年度総会については、参加者に向けた配布物の見直しを図るなど参加者が増える対策を講じた。
【財政援助団体】 事業実績に対する分析等について 監査対象とした令和6年度までの3か年において、就業形態の別にかかわらず、受注件数や契約金額が減少傾向にあるように見受けられた。反対に、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業目標値については、令和4年度、令和5年度ともに実績が目標値を上回っていたが、これらの結果に対する分析等はなされていないように見受けられた。 センターでは、例年、事業実績等に関する資料を整備されていることから、これらを参考に調査分析等を行い、その結果を活用して今ある課題に対応する動機づけとするなど、今後の事業運営に役立たれるよう求めた。	【財政援助団体】 計画は状況に応じて設定しているが、会員の高齢化や減少に伴い実績が目標と乖離する場合は生じている。 全体的な分析を行い、会員増強に繋がる事業を検討しており、今後実施していく。